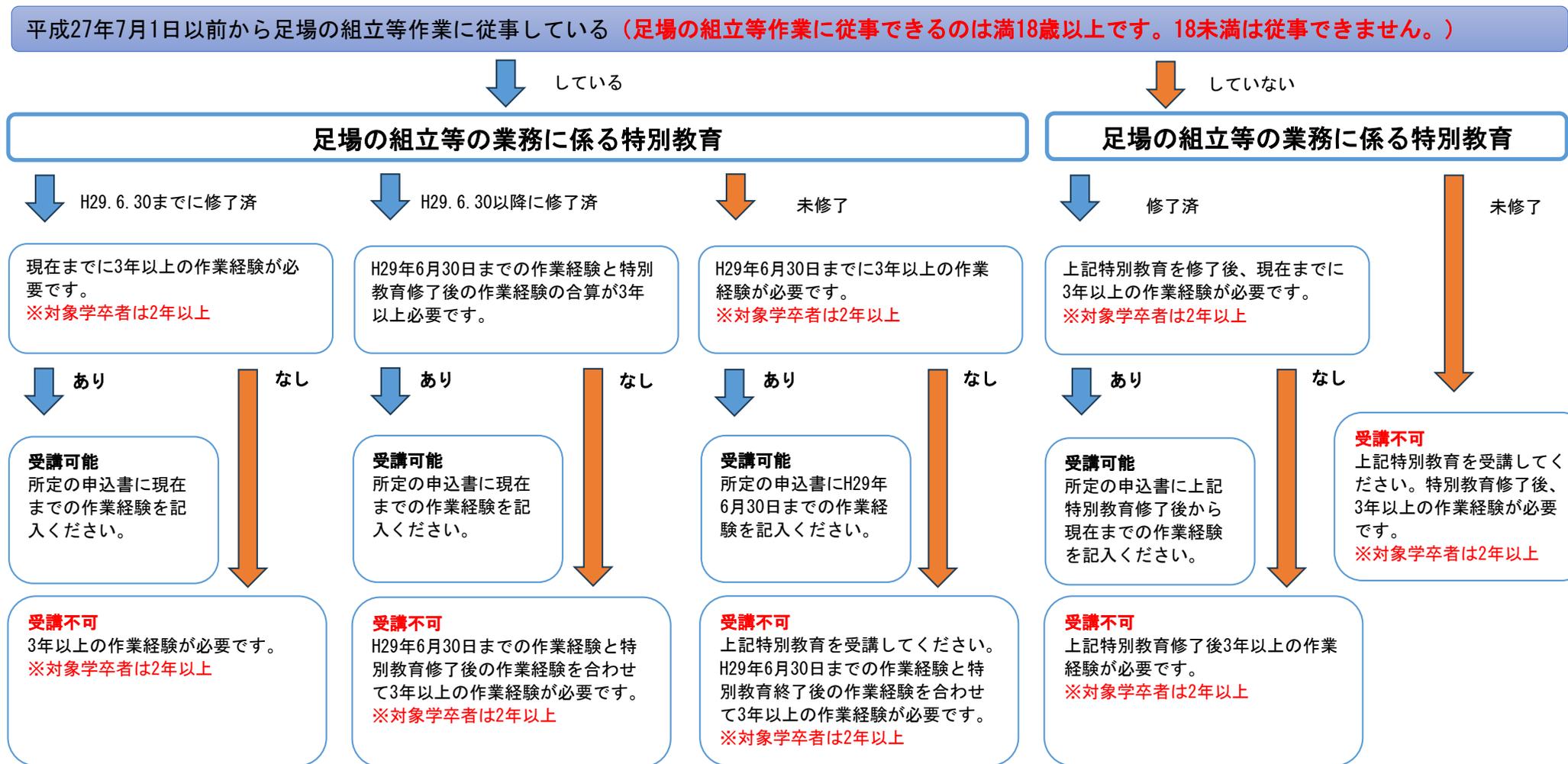


【当該業務の経験年数について】

これまで、年少者労働基準規則に基づき、満18歳に達してからの期間が経験年数として認められておりましたが、平成27年7月1日に施行された「労働安全衛生規則の一部改正」に伴い、経験開始日によっては「当該業務の経験年数3年（2年）」に認められる期間と認められない期間ができました。その詳細は、以下の通りです。

《受講資格フローチャート》



※対象学卒者とは
大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において土木、建築又は造船に関する学科を専攻し卒業した者若しくはこれと同等以上の学力を有すると認められる者又は当該学科を専攻して専門職大学前期課程を修了した者で、その後2年以上足場の組立て、解体又は変更に関する作業に従事した経験を有する者。
(学歴を証明する卒業証明書の添付必須)